

ソ連新憲法と憲法学の諸問題

Б・Н・トポルニーン

早川弘道 訳

- 一 はじめに
- 二 現代ソビエト憲法学の任務
- 三 憲法学と政治システム
- 四 個人の憲法的地位
- 五 ソビエト憲法と民主主義

一 はじめに

一九七七年にソビエト連邦の新憲法が採択されてから、三年が経ちました。長期にわたる有効性が予定されるこのような原理的・基本的文書にとって、数年というのは明らかに短期間です。しかしこの短い年月に、たんに新憲法の意義が強調された

ばかりでなく、新しい、甚だアクチュアルな諸問題が、少なからずソビエトの法学者の前に提起されていること、この点を特に指摘したいと思います。これらの問題は多岐にわたり、種々の内容をもっています。憲法・国家法に関連するものもあれば、行政法や民法・刑法等に関連するものもあります。しかしながら、それらの諸問題は、憲法がもっとも完全かつ効果的に作用することをいかに保障するかという、共通の目的達成のために提起されているのです。

ここでは考察の対象を、憲法あるいは国家法の領域に絞って、論を進めましょう。その際、私は「憲法」、「国家法」； конституционное и государственное право という二通り

の表現方法を用いています。両者は殆ど全くといってよい程、相違のない概念、即ち同義語として意識的に用いられていることを、あらかじめおことわりしておきます。対象の規定をめぐって、長期にわたる論争が展開されてきましたが、そこでは内容についてよりも名称についての論議に比重がおかれたため、私にはあまり生産的な論争とは思われません。事の本質からすれば、論争の両当事者が、その科学の対象について、殆ど同様の内容を付与していたからです。それ故私は、真にアクチュアルな諸問題について論じること致します。

二 現代ソビエト憲法学の任務

はじめにありうべき誤解を解いておきたいと思いますが、それはわがソビエトの同僚たちにも時折り見うけられるものなのです。私たち憲法学者は、憲法草案の準備と審議の時期にその全力を傾注したことであり、今や息つき、もしくは当然の休息の権利を得ました。人々の中には「憲法の専門家の近頃の心配事は何なのでしょう。あなた方は自由に憲法を注釈して、平穏安寧な生活をお過ごしになって下さい。」といった発言もしばしば見うけられます。

だが現実には、国家学者のかかえている問題は、減るどころかむしろ増えているのです。憲法のテキスト、そしてすべての

ソビエト法の一定の発展を規定している全般的傾向に対する深い分析が必要であることは、いうまでもありません。とりわけ、憲法的規制と一般的な法的規制の範囲が拡大し、社会諸関係の規制者としての法の役割が高まっていることは、現代にあって特徴的なことなのですが、その前提と傾向を研究することの重要性は、特に注目されねばなりません。まさに憲法は、このような傾向を正確に表現するものであり、このことは何よりもまず、憲法のテキストの構成の中に、少なからぬ新しい章や条項が出現したということにみられるのです。一九三六年憲法と比較する時、以下の事柄を指摘することができます。即ち、政治・経済システムに関する章が独立したこと、「社会発展と文化」という章が新たに設けられたこと、対外政策についての章がおかれたこと、等々です。一九七七年憲法が、憲法典中にも規定されているように、国のあらゆる国家的・社会的生活の法的な土台をなしている以上、新憲法がすべての法的規制の拡大を促すものと結論づけることは、困難なことではありません。このような社会現象の原因は明白です。現代ソビエト社会は、法的確定性とその不可欠性が、かつて社会生活において充分な発達をみず、重要な役割を果たすのに不十分であったのに比して、現在展開しつつあるソビエト社会の諸過程にあって、より広い領域にとって固有のものとなるということが要請され

ているのです。

ここで、かかる法的規制の拡大ということは、国家と法の死滅に関する周知の命題と、どのように関連しているかという問題が出てきます。法的発展の今日的な理論と実践の中には、マルクス主義・レーニン主義の諸原則からの、ある種のプラグマティックな逸脱のきざしともいふべきものが、果たして存在するのでしょうか。もちろん否といわなければなりません。

社会主義社会の発展の弁証法は、同時に二つのものが相互に結びついたプロセスです。法的規制の範囲の拡大は、道徳・倫理と法とのより緊密な組合せを伴うものなのです。この点については、特に新憲法の中に、道徳・倫理に関する一連の規範が含まれていることがよく物語っています。さしあたり「国家と個人」の篇等を御参照下さい。さらに規範の特定の部分の一定の非政治化 *деполитизация* を志向するプロセスが、現在すでにみられますし、今後ますます強まることでしょう。未来の共産主義的な社会的自治にあつては、規範 *нормы*、人々の一定の行為規則 *правила* が、もちろん存在するでしょうが、その遵守は、国家的強制力によって保障されるのではなくて、その社会的承認 *общественное признание* および社会的權威 *общественный авторитет* によるのみ、保障されるのです。

次に、基本的性格の理論的諸問題を研究することは、新しい

ソ連新憲法と憲法学の諸問題

諸立法の準備に関連する問題を究明することと緊密に結びついているということに論点を移します。周知のように、今日ソ連では、学者、実務家を問わず、法律家の関心は、一九七七年一月にソ連邦最高会議幹部会で採択された立法作業計画の遂行というものに、しっかりと向けられています。この立法計画は、新憲法に直接示されている諸法律および法令を準備すること、例えば連邦国籍、条約の締結・批准・廃棄手続、ソ連邦最高ソビエト規則等をあげることができますが、こうしたことを指示しています。その他の法案の準備もまた日程にのぼっています。さらにソ連法令全書 *Свод Законов* の編纂は、重要な意義を有しています。以上の作業において、国家学者は重大な位置を占めているのです。

三 憲法学と政治システム

現在、新憲法採択の直前と同様に、憲法・国家法に関係するソビエトの専門家の活動において、社会主義社会の政治システムの発展に関する諸問題に、きわめて顕著な関心が注がれています。国家学者の関心は、新憲法によってこのようなプロブレマティークにふり向けられることになりました。

ソ連において「政治学」*политическая наука* が、分離独立せしめられていないということは、よく知られたことだと思

いますが、広義の政治 *политика* の諸問題にかかわる社会諸科学は、同時に政治の諸科学 *политические науки* と規定される、そうしたアプローチが広く流布されていることも確かです。こうした規定をうける対象に、法律学は以下のような条件をもってアプローチします。それは、本来法律学が政治学に対して百パーセント合致するわけではないということです。だが、かかる条件を考慮した的確な定義は、憲法（国家法）学の政治性というものを疑わしめるものではありません。

それでは、こうした政治システムの発展の諸問題は、今日いかなる関心の対象となっているのでしょうか。何よりもまず、それは、政治権力を實現するメカニズムの完成ということにあります。新憲法においては、一九三六年憲法においてよりもさらに完全かつ明瞭に、かかるメカニズムの構成環について規定されているということ、想起していただきたいと思えます。人民は、憲法に従って国家権力を人民代議員ソビエトを通じて實現するわけですが、同時に憲法は、社会団体とか勤労集団、あるいは全人民討議や全人民投票として、人民が国家的・社会的事業の管理に参加する諸形態についても規定しています。こうしたメカニズムの中心に、全ソビエト社会、ソビエト政治システムの指導勢力としての共産党が存在します。

發達した社会主義の条件の下で、憲法は、権力を實現するメ

カニズムのそれぞれの構成環がもつ役割と地位を規定し、その特徴づけを行なうことにとどめてはけません。国家的決定の策定、採択および實現過程の基礎が、憲法におかれているということが、少なからぬ重要性をもっています。かくて憲法そのものが、人民権力 *народная власть* のかかる側面の分析に、科学の関心を向けさせるのです。

これまで、ソビエトの政治権力の研究文献においては、構造的見地が重きをなしてきました。大多数の研究において、何にもまして政治システムの構成環の分析が行われ、十分な根拠をもって国家機関と社会団体の複合体として、それは究明されてきたのです。私は、政治システムの構造的・組織的諸問題の解明に終止符を打つべきだといいたいのではありません。この領域にもまだ少なからずなすべきことが今後ともあるからです。だがそのことと同時に、今日、明らかに政治システムの機能的分析 *функциональный анализ* を強化することが要請されているのです。それは抽象的・科学的関心からだけでなく、憲法理念によって、また憲法自体の求めるところでもあります。例えば、新憲法には、現段階によって条件づけられている形態と内容を有する政治システムのインテグレーションへの傾向が表明されています。そしてこのような統合志向は、政治システムの種々の構成環の相互作用のもつ性格を指示してまいります。

ソ連共産党が社会全体の政治的指導者であることに立脚して、共産党と政治システムのその他のエレメントとの関係が築かれ、発展することが予定されるのだが、一方における国家と国家諸機関、他方で国家と社会団体、勤労集団、直接民主主義の諸制度との関係は異なった性格を帯びています。

例えば、国家機関と社会団体の関係に言及している新憲法の諸条文を分析してみるならば、その関係は、指導・被指導の関係ではなく、協力的で、相互作用的なものということがわかります。もちろんこの時、政治システムにおける国家機関と社会団体の地位のそれぞれの特質を無視することは正しくありません。一九七七年憲法には、国家機関と社会団体の協力を発展させることについて、一貫した規定がおかれています。これについては、社会団体の地位を定めた第七条のみならず、それ以外の多くの条項の中で規定されています。その中でも、社会団体に対して立法発議権を付与することは、新しい制度として特筆されましょう。

新憲法ではじめて、勤労集団を政治システムのエレメントと規定しています。当初憲法草案では、勤労集団について経済システムの章で規定していました。けれども草案の全人民討議の過程で受けとった提案を検討した結果、勤労集団の社会的・政治的役割そのものを強化すること、さらに勤労集団に関する規

定を、政治システムの章に含ませることになりました。こうして国の経済的メカニズムのみならず、社会的・政治的メカニズムの主要な細胞としての勤労集団の役割というものが高められたわけです。また新憲法はこれに選挙委員会にその代表をおくる権利を付与し、そこで人民代議員ソビエト等に候補者を推薦します。現在勤労集団の地位と権利に関する立法作業が進められており、これの公布にもなって勤労集団は、自己の活動にとって、十分に完全に詳細な法的基礎をうけとることになります。しかし現在すでに、憲法が、管理部門と勤労集団の相互協力と共同の思想に立脚していることは明瞭です。

政治システムの憲法上の地位の強化と結びついて、法学者たちは、何よりも全ソビエト人民の利益を明らかにし、それを實現していくための種々の形態と段階について分析することをめざして、より広く、より深く政治的プロセスの究明を開始しました。世論のような制度をとりあつかったモノグラフィーもだされています。政治的能動性、政治文化といった問題、あるいは政治行動を規定する諸要因等の問題を解明することが、新たに社会的・法的研究の領域に入ってきました。

これらのことは、法学者が国家と法という研究対象から離れたり、あるいは法学と政治学 правоведениеと политология をとりかえたりしないかという疑問をひきおこすかもしれませ

ん。むしろそのようなことはありえず、科学活動における社会的・政治学的アプローチの必要な発展は、法律学 Юриспруденция からの離反を意味しません。

国家が現在の政治システムの基本的構成環であり、国家こそが共産主義建設の基本的な道具であると憲法の中で述べられています。こうした規定は、方法的な性格をおびています。先述したように、社会団体および勤労集団は、権力の個々の独立した保持者となるわけではありません。国家と社会の諸事業を管理するに際して、国家と協力すること、そして国家的決定の策定および実現に対して寄与することによって、それらは参加するのである。周知の如く党が国家を指導するわけですが、そのことは党が国家諸機関にとつてかわるということではありません。別の表現をするならば、政治とは国家の諸事業に参加することであるというレーニン主義の規定が、今日も妥当しているということです。そして私たちが人民権力のメカニズムとしての政治システムという時、その権力が、国家権力としてあるということ、私たちは念頭においているのです。

四 個人の憲法的地位

個人の憲法的地位の研究のもつ意義については、あえて指摘するまでもなく、ソ連においてこの分野の研究が高揚をみてい

ることも周知に属します。このようなことも一九七七年憲法で条文化された社会発展の新しい諸条件、諸要求の反映といえます。

個人の法的地位の諸問題は、国家と法の科学の事実上全部部門がとりこんでいます。しかしながら、憲法部門の専門家には、それなりのアプローチの仕方、固有の視角というものがありません。この場合問題となるのは、市民の地位の総体的規制、その静態と動態の憲法レベルでの研究です。新憲法の採択にともなう、市民の地位を規制する法的諸規範の全体系中で、憲法規範の占める比重が著しく増大しましたが、このこととの関連で先のことは一層重要となります。前憲法と比較して、市民の地位に関する条文の数は、倍増していることを付言しておきます。

このような事情は、市民の権利と自由に対して、国家と社会によって付与される意義を強めています。だが問題はこの点にのみあるわけではありません。あれこれの規範に対して憲法的ランクを与えるということは、それに照応する諸規範の公布を促すことによって、立法全体の一層の発展に影響を与えるばかりでなく、個人に対する関心の増大という方向づけを与えることによつて、国家机关および社会団体の活動に対しても、影響力をもつわけです。

新憲法には、個人の法的地位は、あますところなく全面的に

保障されなければならないというソビエト法律学の根本理念がとり入れられています。したがって憲法中に、社会生活、市民生活のすべての基本領域における市民の権利、自由および義務が規定されています。すべての基本的領域とは、生産および分配の領域、国家的事業および社会的事業の管理の領域、文化の領域、そして個人生活の領域のことです。社会的・経済的諸権利——かかる権利は、伝統的に市民の権利と自由に関する諸条項の前の方できり扱われていますが——これを社会が特に重視しているということを強調したいと思います。

もちろん上述のことは、ソビエトの法律学者が、市民の憲法的地位のその他の要素を低く評価しているということの意味ではありません。今日実施されている研究プロジェクトにおいても、権利、自由、義務のそれぞれのグループの法的規制の均衡化、またそれらのグループの間の相互依存性の強化という憲法に固有の傾向というものが、注意深く分析されつつあります。さらに現在、法学者は、通例、社会的・文化的諸権利を独立のグループとしてとりあげているということも示唆的です。個人的権利・自由と同様に、政治的権利に対しても多大の注意がふり向けられています。これとの関連で個人生活の自治、外部からの、つまり国家机关、公務員、社会団体の側からの、市民の個人的自由の領域への不干渉を保障することを強めるための方策と手段

が、分析されています。ここで個人の地位が、完全かつ全面的なものであらねばならないという憲法にこめられた理念、およびこの地位のさまざまな側面の均衡化のための憲法的手段を再度想起する必要があります。

ここでは憲法の個々の条文の分析に立入ることは省略して、憲法にこめられたもう一つの理念について論じたいと思います。それは社会の全体を包摂する一般的諸命題とならんで、憲法には住民の個々のグループにだけ関連して、それらの地位の均等化をはかり、一般的・普遍的命題の完全な実現のために、それらのグループに対して一定の補足的な保障を与えるような諸規定が含まれているということです。女性、とりわけ母親、青少年、身体障害者、年金生活者等に対する特典および特権は、このことから出てきています。一般的規定に対するこの種の「補足」*дополнение*に、社会的公正の原則が表現されています。

憲法的規制のこのような特徴は、個々の住民グループの法的地位の諸問題に対する法律学者の関心の増大を前提としています。わが国においては、農村住民についての一般的諸問題を研究する必要性、さらに全体として、住民諸グループの法的地位の問題にもっとりくむことの必要性が強調されています。

新憲法から出てくるもう一つの結論は、権利、自由および義務の社会的內容に関する諸問題を、法学者がより深く研究すべ

きであるということです。すなわち、そのような内容を拡大し、市民の地位を新しい諸要素で満たすための方策と手段を探索することが問題となっています。

法の前に於ける市民の平等の問題の研究は、各種の問題点、ことに一定の権限を付与された公務員の法的地位に関する問題を含んでいます。その際重要なことは、問題となっているのは、いわゆる「エリート」をよりわけることでもなければ、国家装置の勤務員にとっての特権のことでもなく、管理システムにおける一定のポジションに対して、それに固有の機能を遂行するのに不可欠な権限を付与することであるということです。こうした権利を付与されるのは、市民のあるグループではなく、管理機能の担い手であるということです。市民の平等の原則は、管理の領域においていうならば、市民はすべて（国家）装置における（一定の）ポジションを占めるための等しい権利を有するという点にあらわれています。

ソビエトの憲法理念には、社会生活の諸過程、ことに国家の管理に、市民を最大限あますところなく関与せしめようとする志向が、特有のものとしてあります。市民と国家とのその他の結合形態も発展しつつあり、このことは全体として、社会・国家からの個人のいわゆる「疎外」отчуждениеの現象を防ぐという使命をおびています。現在実施中のプロジェクトの中で、

個人の利益を保障することにより多く国家機関の目を向けさせる方法が考えられていることは、以上のこととの関連で、きわめて重要です。

個人の憲法的地位についての研究は、法的義務や責任の分析を前提といたします。そしてこのことは、権利・自由の価値を軽視したり、それらの意義を弱めたりすることを意味せず、社会の正常な歩み、その中でも特に社会により付与される権利・自由の実現の条件を意味するものです。周知のように、マルクス・レーニン主義が、権利を欠いた義務がないのと等しく、義務を欠いた権利は存しないという命題を提起してから久しく時間が経過しています。

問題提起は、新憲法において、権利・義務が条文化されていることに合法性を承認する点にのみあるのではなく、個々のグループを、一般的規則から除外するような、それらグループにとっての何らかの特権が存在しないという条件の下で、義務と責任の規定への平等なアプローチが保証されているという点にもあります。問題のいま一つの側面は、積極的な生活態度の発展、大衆の政治的・法的文化の向上、社会的義務感の涵養といったことにあります。

ソビエト社会における個人の地位に関する新憲法に含まれる諸規定を注意深く分析することは、重要な国際的アスペクトを

ともなっています。つまり、社会主義の現実的な成果、法律によって条文化された成果としての憲法上の諸規定は、「社会主義諸国における市民的権利を擁護せよ」といったタイプの、明らかに中傷をこととするスローガンのもとで、反共イデオログや現代帝国主義の一連の指導者たちによって繰り広げられた悪名高いカンパニアに共通する攻撃や捏造に対抗するものです。このようなカンパニアの内幕や、全力をあげて世界における社会主義の権威を傷つけようとするこれらの人々の意図は明らかです。

ここでは二つの小さな指摘をするにとどめます。第一は、ソ連が自国内において広範な権利と自由を發展させ、保証しているばかりでなく、国際的舞台においてもヒューマニズムの理念の擁護のために、積極的に活動しているということです。ソ連が、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約のような国際法上の文書の作成に参加していることは、このことをよく物語っています。ついですが、ソ連はこの国際人権規約を、大国のうちでは最初に批准いたしました。アメリカはこれにまだ署名しておりません。

第二は、ソ連がイデオロギー論争に反対していないということです。現代の諸問題についての己の理解を宣伝する各国の権利は、保障されてしかるべきです。しかしこのことと直接の内

政干渉政策、内政についての決定に対して圧力をかけるやり方、ソビエト社会に対して心理的影響を与えるための独特の手段とは、区別しなければなりません。この種の手法を排除するソ連の立場は、先の国際的諸文書に、完全に合致するものです。

五 ソビエト憲法と民主主義

社会主義的民主主義を全面的に拡大し深化させるといふ新憲法の命題を保証する目的で、ソビエト憲法学（国家法学）において、数多くの重要なアクチュアルな諸問題が展開されつつあります。ソビエト国家の全人民の本性、国家的・社会的事業の管理への住民の参加の形態および方法、国家管理のメカニズムにおけるソビエトの役割の向上等といったことを完全に解明するという諸問題が、それです。その一つに、社会の管理における民主主義的原理の効率を向上させ、民主主義的な形態・方法を、新しい社会的諸条件に合致したものにすることをいかに保証するかという問題があります。管理の奥行きとひろがりが増大しつつあるという点においてばかりでなく、管理の構造が複雑化し、プロフェSSIONナルな要素の役割が強化され、管理の一層の特殊化が進行しつつあるという点においても表現されている諸過程が、今日進行しているという明瞭な事実を無視すべきではありません。このことは、民主主義から、時にテクノ

クライト体制と呼ばれるものへの移行、もしくは少くとも民主主義の適用可能な範囲の制限とか縮少を意味するものでは決してありません。現代ソビエト社会における民主主義の役割は、新憲法が語っているように、低下してはいないばかりか、反対に高まっています。管理における新しい諸要因の発展と民主主義の諸方法との間の矛盾は、もしそれを無視するならば、社会の状態に反映されることになるでしょう。こうした矛盾を防止し、これを除去するための方策・手段を探索することが必要です。

憲法、その他の法令および国家建設のあらゆる実践にもとづいて、代表制システムの発展の近い将来の展望およびかなり先々の行末の分析を含む科学的研究が、現在行われています。憲法にもとづいて採択されたソ連大臣会議に関する法律、ソ連最高ソビエト規則は、国家的指導のシステムにおけるソビエトの至高性という憲法理念を發展させています。この理念はあらゆる環に位置するソビエトの権能の拡大においても、また執行機関の活動に対するソビエトのコントロールの強化においても体现されています。地方ソビエトならびに連邦構成共和国および自治共和国の最高ソビエトにとって、これら諸ソビエトに地域の総合的發展の管理がまかされるという憲法規定は、きわめて重要ですが、この規定は、管理装置の上級機関との関係において、これらソビエトの立場を強化するものです。人民的コン

トロールのシステムは、政府への従属から切離され、ソビエトに付置されています。また生産現場における民主主義の發展に對して大きな注意が向けられています。今日、勤労集団の権利の規定や、労働組合の一層の發展と結びついた諸問題等々の検討が進められています。

以上、現在ソビエトの憲法学者たちの関心の中心を占める諸問題の若干について御報告申し上げました。この試みが皆様の思索のよすがとなり、採択・発効からすでに二年余となる一九七七年ソ連憲法から生じつつある諸課題を解明する一助となれば幸いです。

御清聴ありがとうございました。

* 以上は一九七九年一月二一日、社会主義法研究会・早稲田大学比較法研究所の共催の下に、直川誠蔵比較法研究所教授の司会により早稲田大学にて行われたボリス・ニコラエヴィチ・トボルニン教授の講演全文です。同教授は、現在ソ連科学アカデミー国家・法研究所憲法部長の任にあります。なおトボルニン教授には、二度の来日の際の講義原稿に加筆詳論したものである『ソビエト憲法論』（畑中和夫監訳・法律文化社・一九八〇年刊）があります。（訳者附記）